

平成29年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省29-33)

施策名	目標7-1 公害健康被害対策(補償・予防)					
施策の概要	公害に係る健康被害について、公害健康被害の補償等に関する法律(以下、「公健法」という。)に基づき認定患者への公正な補償給付等の実施を確保するとともに、公健法による健康被害予防事業を推進し、さらに地域人口集団に係る環境汚染による健康影響の継続的監視等を行うことで、迅速かつ公正な補償並びに被害の予防及び健康の確保を図る。					
達成すべき目標	公健法に基づく公正な補償給付を迅速に行う。公健法による健康被害予防事業、公害保健福祉事業、環境保健施策基礎調査を推進し、被害の未然防止及び健康の確保を図る。					
施策の予算額・執行額等	区分	27年度	28年度	29年度	30年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	9,639	9,442	9,233	8,921
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	9,639	9,442	9,233	-
	執行額(百万円)	9,595	9,406	9,193	-	
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	-					

測定指標	1 公健法に基づく補償給付の支給の進捗状況		施策の進捗状況(実績)					目標	達成
			公健法による被認定者に対し、公害の影響による健康被害に係る損害を填補するために、療養の給付、障害補償費等の補償給付を着実に支給。					年度	○
								-	
	2 公害健康被害予防事業の参加者に対して実施するアンケートにおける事業満足度(5段階評価のうち上位2段階までの評価を得た回答者の割合)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	年度	○
		-	89.3%	88.9%	88.0%	91.2%	90.9%	80%	
	年度ごとの目標値		80%	80%	80%	80%	80%		
	3 各地方公共団体が行うリハビリテーションに関する事業、転地療養に関する事業その他の事業(公害保健福祉事業)に参加した延べ人数の被認定者数に対する割合	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	年度	○
		-	87.4%	86.8%	82.9%	81.2%	82.7%	80%	
	年度ごとの目標		80%	80%	80%	80%	80%		
	4 環境保健施策基礎調査の調査対象者数及び調査対象者の同意率(3歳児調査)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	年度	○
		-	87,072人 83.94%	85,882人 83.37%	84,105人 84.14%	83,279人 85.20%	集計中	60,000人 及び75%	
	年度ごとの目標		60,000人 及び75%	60,000人 及び75%	60,000人 及び75%	60,000人 及び75%	60,000人 及び75%		
5 環境保健施策基礎調査の調査対象者数及び調査対象者の同意率(6歳児調査)	基準値	実績値					目標値	達成	
	年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	年度	○	
	-	84,735人 87.07%	85,100人 87.31%	83,794人 85.07%	82,236人 86.78%	集計中	60,000人 及び75%		
年度ごとの目標値		60,000人 及び75%	60,000人 及び75%	60,000人 及び75%	60,000人 及び75%	60,000人 及び75%			

評価結果	(各行政機関共通区分) 目標達成	
	目標達成度合いの測定結果	(判断根拠)
	<p>①公害健康被害の補償等に関する法律(公健法)の被認定者への公正な補償給付、同法による健康被害予防事業の推進並びに環境汚染による健康影響の継続的監視等により、被認定者の補償を着実に実施するとともに、健康被害の予防及び健康の確保に努めた。</p> <p>②公害被害補償基礎調査は、公害診療報酬明細書を点検することによって、各自治体での審査状況について把握等を行い基礎資料の作成を行っているものであり、参考値として、入院外の公害診療報酬明細書1件あたりの金額が前年度に比べて大きく変化した自治体の割合を記載している。本調査を継続して行い、自治体にフィードバックすることで、公害診療報酬の不正請求の未然防止を含め、公害健康被害補償制度の円滑な実施運営を図ることに貢献した。</p> <p>③(独)環境再生保全機構が実施する公害健康被害予防事業については、第三期中期目標及び第三期中期計画に基づき、ぜん息等の患者、地域住民のニーズを的確に把握し、効果的かつ効率的な業務を行っている。当該計画において、事業参加者等へのアンケート調査の回答者のうち80%以上のものから満足が得られるようにするとの目標値が設定されているところ、当年度においても目標を達成した。</p> <p>④公害健康被害の補償等に関する法律第46条に基づき各地方公共団体が行うリハビリテーションに関する事業、転地療養に関する事業その他の事業については、当該事業に参加した者の延べ人数の割合が80%を超えることを目標とし、平成2524年度から平成29年度までについては達成し、被認定者の健康確保に貢献した。</p> <p>⑤環境保健サーベイランス調査は、中公審査申及び公健法改正時の附帯決議に基づき、地域人口集団の健康状態と大気汚染との関係を毎年、継続的に観察し、何らかの傾向が認められる場合には、その原因を考察し、大気汚染との関係が認められる際には、必要な措置を講ずることを目的としたものである。調査対象者数及び調査対象者の同意率について本調査の信頼性が確保できる数値を設定しており、毎年、信頼性のある調査を行い、地域人口集団の健康状態と大気汚染との関係に係る定期的・継続的な観察を行うことで、必要な処置を講ずる必要がないことを確認することに貢献した。</p>	
施策の分析	<p>①公健法旧第一種指定地域を管轄する自治体による公害診療報酬明細書等の支払い等状況を集計・点検し、他自治体分も含めて各自治体にフィードバックすることによって、各自治体での円滑な制度運営に資するよう努めている。</p> <p>②公害健康被害予防事業については、当該事業を実施している(独)環境再生保全機構において、ぜん息等患者や地域住民から聴取したニーズ及び事業参加者に対して実施している事業実施効果の測定・把握に係るアンケート調査の結果を踏まえた事業の効率化と重点化のための事業メニューの見直しを続けており、ぜん息患者等のニーズを踏まえた事業を継続して実施している。</p> <p>③公害保健福祉事業として、(1)リハビリテーションに関する事業、(2)転地療養に関する事業、(3)家庭における療養に必要な用具の支給に関する事業、(4)家庭における療養の指導に関する事業、(5)インフルエンザに係る予防接種の費用の助成に関する事業の5事業を43自治体で実施し、被認定者に対する割合として80%を超える参加を得ている。</p> <p>④・⑤環境保健サーベイランス調査については、毎年継続的に3歳児調査(平成8年度～)及び6歳児調査(平成16年度～)の各6万人を超える調査対象者のぜん息等健康状態と大気汚染の関連を評価し、結果を公表をしている。</p>	
次期目標等への反映の方向性	【施策】	公健法の被認定者への公正な補償給付等及び同法による健康被害予防事業の推進並びに環境汚染による健康影響の継続的監視等により、被認定者への補償を着実に実施するとともに、健康被害の予防及び健康の確保に努めていくことが重要であり、今後も継続して施策を実施していく。
	【測定指標】	上記のとおり、いずれの測定指標についても目標を達成しているものの、依然として被認定患者が多数存在すること、また、大気汚染等による健康被害を予防し、健康確保を図っていく必要があることから、本施策の必要性・重要性は高く、本施策の実施にあたっては、これまでの測定指標を継続していく。

学識経験を有する者の知見の活用	補償給付については、指定疾病に係る専門家からなる認定審査会における審査をもって適正な給付を確保している。また、環境汚染による健康影響の継続的監視においては、臨床、疫学等の専門家からなる検討会において調査方法の妥当性、結果の評価を行っている。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	大気汚染に係る環境保健サーベイランス調査報告
---------------------------	------------------------

担当部局名	環境保健部 環境保健企画管理課 保健業務室	作成責任者名 (※記入は任意)	保健業務室長 倉持 憲路	政策評価実施時期	平成30年6月
-------	-----------------------------	--------------------	-----------------	----------	---------